



事業系ごみの分け方・出し方



本冊子は、ごみの焼却による環境負荷（二酸化炭素発生）の軽減とリサイクル可能なごみの資源化による循環型社会の実現を目指し、事業所から出されるごみの処理方法について、ご確認ください。



目次

廃棄物とは	1
事業者の責務	1
事業系ごみの処理の流れ	2
廃棄物の減量	2
事業系ごみの分け方・出し方	3・4
産業廃棄物の種類	4
廃棄物の搬入方法	5
事業系廃棄物の分別早見表	6
事業系ごみのQ & A	7
焼津市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	7

廃棄物とは

廃棄物(ごみ)は家庭から生じた「家庭ごみ」と営利・非営利を問わず家庭以外の事業所(店舗、工場、事務所など)から排出された「事業ごみ」があり、事業ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。



事業者の責務

事業活動に伴って生じた廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第3条」及び「焼津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条第1項」に規定する一般廃棄物処理実施計画」に基づき、**事業者自らの責任において適正に処理**することになっています。

① 自ら処理するか、委託処理を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、または、許可を受けた処理業者に委託して処理(収集・運搬、処分)をしなければなりません。

② 廃棄物の再生利用と減量を

廃棄物の再生利用を積極的に推進し、減量に努めなければなりません。

③ 製造、販売などの際には工夫を

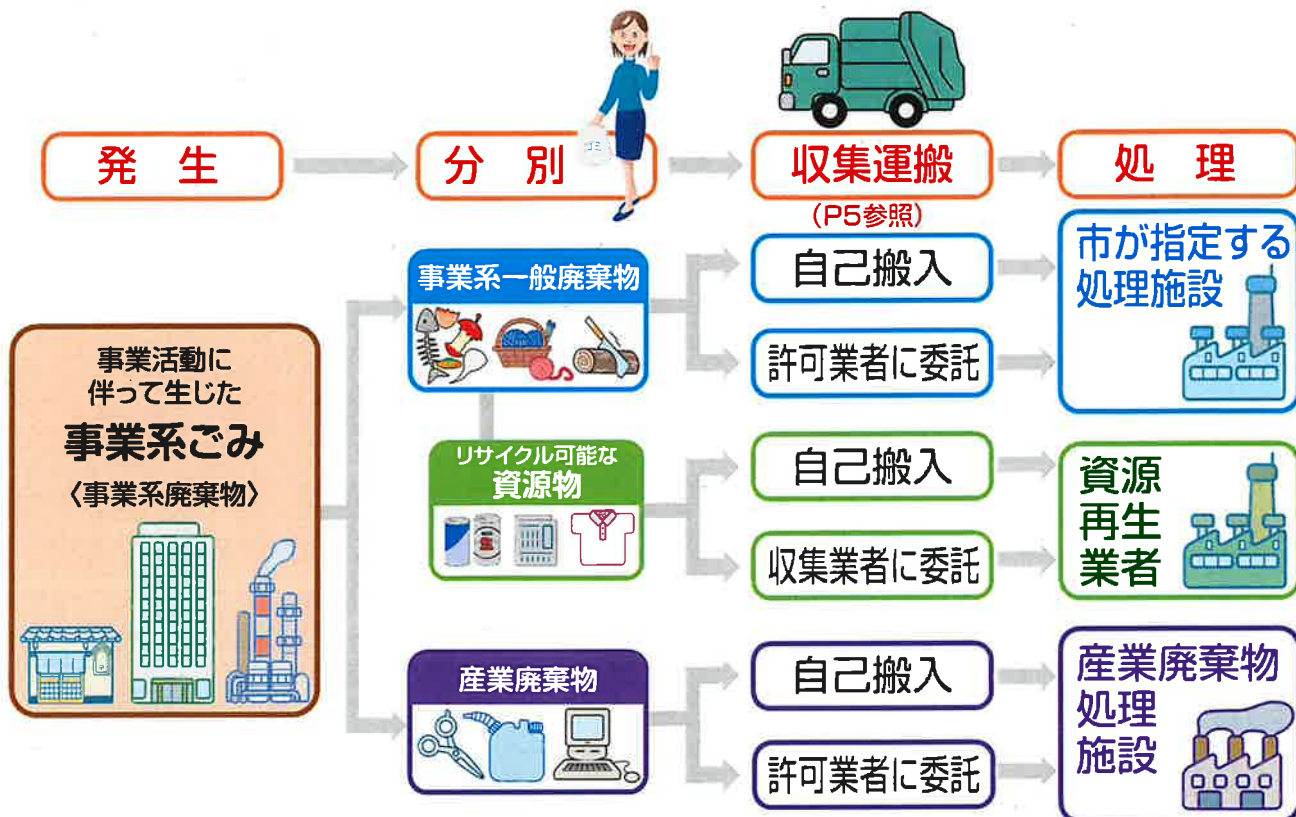
物の製造、加工、販売などに当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器などの開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

④ 国や自治体の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保などに関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

事業系ごみの処理の流れ

この冊子では、事業系ごみの区分をわかりやすく「事業系一般廃棄物」「リサイクル可能な資源物」「産業廃棄物」に区分しています。



注意：事業系一般廃棄物に産業廃棄物を混載して、市が指定する処理施設へ搬入することはできません。
搬入した事業者〈または委託業者〉は以降の搬入が停止となる場合があります。

廃棄物の減量

3Rの推進

1. 発生抑制 (Reduce:リデュース)
まずは、ごみが出ないような工夫をしましょう。
2. 再使用 (Reuse:リユース)
修理、部品交換、洗浄などにより、繰り返し使えるものを増やしましょう。
3. 再生利用 (Recycle:リサイクル)
資源ごみを徹底して分別し、処分ではなく資源化を図りましょう。



分別

廃棄物の大部分は資源としてリサイクルすることが可能なため、再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。

ごみ減量の基本は紙類です。
コピー用紙、雑誌、新聞、段ボール
シュレッダー紙、機密文書、
雑紙など



ごみ減量のメリット

- ① 企業のイメージアップ
ごみの減量化やリサイクルは企業のイメージアップにつながります。
- ② 経営コストの削減
ごみ処理にかかるコストが削減されます。
- ③ 従業員の意識改革
組織や製造工程の見直しにつながります。
- ④ 地球環境保全
次の世代へ良い環境を残すことができます。



野焼き禁止

焼却設備を使用せず廃棄物を焼却すること(いわゆる「野焼き」)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び静岡県生活環境の保全などに関する条例で禁止されています。



事業系ごみ〈事業系廃棄物〉の分け方・出し方

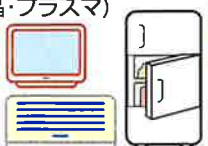
事業系一般廃棄物

生ごみ	・食品の食べ残し ※水切りの徹底、生ごみ処理機器の活用などを行い、減量に努めましょう。 ・食品の売れ残り ・調理くず など ●食品品製造業などの業種から発生する動植物性残さ(おから、醸造かすなど)は産業廃棄物です。 ●食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。 
汚れた紙くずなど (リサイクルできない紙)	・汚れや臭いのついた紙、水にぬれた紙、油のついた紙、おむつ ・使用済みのティッシュペーパー ・金属が箔押された紙 ・防水加工された紙 ・インクジェット写真プリント用紙 など ●建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。 
繊維くず	・天然繊維:毛布、木綿布、絹 ・作業服 ・天然皮革:かばん、ブーツ など ●建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。 
木くず	・枝、草、本畳 ・木製品、剪定枝など ●建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。 ●木製パレットはすべて産業廃棄物です。 

自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

クリーンセンター志太

木材開発株

リサイクル可能な資源物	缶 ・アルミ缶 ・スチール缶 
	古紙 ・新聞(折込広告含む) ・ダンボール(宅配伝票などははがす) ・紙パック(マークのあるもの) ・雑誌(週刊誌、漫画本、単行本、専門誌、教科書、辞典、カタログ、パンフレット) ・オフィス紙、シュレッダーくず ・その他の紙:包装紙、菓子やティッシュの空箱、メモ用紙、ハガキ、紙袋、名刺、封筒(粘着物がある場合取り除く) 
	古布 ・不要になった衣類など ●再利用できないもの:泥、油ペンキなどで汚れたもの/敷布団・掛布団・座布団・枕・ベッドマット/じゅうたん・カーペット・足拭マット・便座カバー/雑巾・スリッパ/ペット用に使った毛布、タオルなど/コタツの下敷き、電気毛布/ビニール合羽・雨傘/会社の制服、作業服/仕立てくず・裁断くずなどの加工くず ●化学繊維製品は産業廃棄物です。 ●建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。 
	リサイクル家電 家庭用として製造・販売された以下の4品目 ・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ・冷蔵庫・冷凍庫 ・エアコン ・洗濯機、衣類乾燥機 ※事業用は産業廃棄物 

自己搬入または収集回収業者へ委託

- 自己搬入 → 指定取引所へ(詳しくはお問い合わせください。)
- 収集運搬許可業者へ委託

産業廃棄物

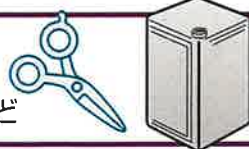
プラスチック類

・弁当・カップ麺の容器、トレイ、発泡スチロール
・包装用ラップ類、ビニール袋、化学繊維の布
・CD、DVD、PP(ポリプロピレン製)バンド など



金属類

・ハサミ、刃物類、アルミホイール
・スプレー缶、一斗缶
・ホッチキス針、安全ピン、釘、クリップ など



ガラス 蛍光灯 陶磁器類

・コップなどのガラス類、調味料などのガラス製容器、鏡
・食器、茶碗などの陶器類陶磁器、植木鉢、レンガ
・蛍光灯直管(普通形・飛散防止系)・蛍光灯丸管、電球 など



電池

・アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池、充電電池 など
産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。



廃油

・食用油(ラードなど)
・鉱物油(エンジンオイル、ガソリン、灯油、軽油 など)
リサイクルする際は、凝固剤を使用しないでください。
凝固剤で固めても産業廃棄物としての処理が必要です。



その他 大型ごみなど

・オフィス用品、事務机、椅子、ロッカー、ホワイトボード
・OA機器、パソコン、プリンター、コピー機
・家電製品(事業用のテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機を含む)、ストーブ など



自己搬入または産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

産業廃棄物は市や志太広域事務組合の処理施設へ搬入することはできません。

産業廃棄物処理施設

産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液などすべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	⑨ ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類(板ガラスなど)、製品の製造過程などで生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くずなど
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パークなど貨物の流通のために使用したパレットなど
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあらなどの固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体
	⑳ 政令第13号廃棄物	上記①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)

廃棄物の搬入方法

①自己搬入する場合

ごみの区分によって処理先が異なるため、十分に注意が必要です。

事業系一般廃棄物

●クリーンセンター志太へ搬入する

★燃やすごみ・木くず剪定枝

住所：藤枝市仮宿 161-5

問合先：054(644)5300

搬入日：月～金曜日

(土・日・祝日休み)

時間：午前9時～11時

午後1時～4時

手数料：10kg あたり 151 円(税込)

※すべて有料

●木材開発(株)へ搬入する

☆木くず・剪定枝

住所：藤枝市横内2268

問合先：054(340)3389

搬入日：月～金曜日

及び時間：午前8時～午後6時、

土曜日

午前8時～正午

午後1時～5時

料金：最低料金1,000円※

詳しくはお問合せ下さい。

産業廃棄物

●ミニステーションやクリーンセンター志太には産業廃棄物を搬入することはできません。

・産業廃棄物処理施設へ搬入する。または、産業廃棄物の種類ごとに許可を受けた業者へ委託する。

・産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと契約する必要があります。

<問合せ先>

静岡県中部健康福祉センター環境課
公益社団法人静岡県産業廃棄物協会

リサイクル可能な 資源物

●古紙問屋などのリサイクル施設へ搬入する

※消費税改定に伴い手数料が変更されることがあります。

②業者委託する場合

事業系ごみの処理を業者委託する場合は、以下の手順に沿って手続きを進めてください。



事業系廃棄物の 分別早見表

一廃 一般廃棄物

産廃 産業廃棄物

資源物 リサイクル可能なもの

※「廃プラスチック類」は「廃プラ」と記載
(紙類は分別義務があります)

※「水銀使用製品産業廃棄物(水銀を使用した製品が
産業廃棄物となったもの。)」は「水銀廃棄物」と記載。

あ			
名称	分類	産廃品目	備考
空き缶	産廃 資源物	金属くず	
空きびん	産廃 資源物	ガラスくず	
アクリル板	産廃	廃プラ	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
衣装ケース	産廃	廃プラ	
一斗缶	産廃	金属くず	
椅子(事務用)	産廃	廃プラ 金属くず	
椅子(木製)	一廃		木製品製造業 などは産廃
衣類乾燥機	産廃 資源物	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサ イクル法対象
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
うちわ(骨がプラ製)	産廃	廃プラ	紙部分を分離した 排出が望ましい
エアコン	産廃 資源物	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサ イクル法対象
エンジンオイル	産廃	廃油	
鉛筆	一廃		
塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
OA用紙	資源物		
か			
名称	分類	産廃品目	備考
化学繊維製品	産廃	廃プラ	
傘	産廃	廃プラ 金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは 使い切る
カッターナイフ	産廃	廃プラ 金属くず	
紙くず	資源物		
花びん	産廃	ガラスくず	
壁紙	産廃	廃プラ	
紙袋(紙のみ)	資源物		
紙袋(内側がプラ加工)	一廃		プラの割合の方が 大きければ産廃
ガラス製品	産廃	ガラスくず	
紙箱	資源物		
紙パック	資源物		
紙やすり	一廃		
瓦	産廃	陶磁器くず	
乾燥剤シリカゲル(泥状)	産廃	汚泥	
乾燥剤シリカゲル(粒状)	一廃		
記録メディア (CD,DVDなど)	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず	材質によっては 混合物
金庫製品	産廃	金属くず	
靴(天然皮革・繊維製)	一廃		
靴(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
クリアファイル	産廃	廃プラ	
蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	水銀廃棄物
結束バンド	産廃	廃プラ	

小型家電製品 (電話、プリンターなど)	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
ゴム製品 (天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	
ゴム製品 (合成ゴム製)	産廃	廃プラ	
さ			
名称	分類	産廃品目	備考
雑がみ	資源物		
シールの台紙	一廃		
磁器カード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃プラ	
シャープペンシルの芯	一廃		
充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
シュレッダーくず	資源物		
消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクル システムあり
新聞・雑誌	資源物		
スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によつて は混合物
ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	
ストロー	産廃	廃プラ	
スポンジ	産廃	廃プラ	
炭(未使用)	一廃		
スリッパ	産廃	廃プラ	
生花	一廃		
石けん	産廃	廃油	
洗濯機	産廃 資源物	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサ イクル法対象
せん定枝・刈草 (枝葉・竹)	一廃 資源物		
た			
名称	分類	産廃品目	備考
体温計	産廃	金属くず ガラスくず	水銀体温計は 「水銀廃棄物」
体温計(デジタル)	産廃	廃プラ 金属くず	
台車	産廃	廃プラ 金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ	
タイヤのホイール	産廃	金属くず	
たばこ(吸い殻)	一廃		
ダンボール	資源物		
机(事務用)	産廃	廃プラ 金属くず	
机(木製)	一廃		木製品製造業 などは産廃
電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	
電球	産廃	金属くず ガラスくず	
電池	産廃	汚泥 金属くず	一部水銀廃棄物
陶器	産廃	陶磁器くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料(固形)	産廃	廃プラ	
塗料(水性・液状)	産廃	廃酸又は 廃アルカリ 廃プラ	
塗料(油性・液状)	産廃	廃油 廃プラ	
テレビ	産廃 資源物	廃プラ 金属くず ガラスくず	家庭用は家電リサ イクル法対象
な			
名称	分類	産廃品目	備考
長靴	産廃	廃プラ	
生ごみ(厨芥類)	一廃 資源物		食料品製造業など は産廃
南京錠	産廃	金属くず	

ネット	産廃	廃プラ	
粘着テープ (紙・布製)	一廃		
粘着テープ (化学繊維製)	産廃	廃プラ	
は			
名称	分類	産廃品目	備考
灰	産廃	燃えがら	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクル システムあり
バッテリー	産廃	廃酸 廃プラ 金属くず	
発泡スチロール	産廃	廃プラ	
刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によつて は混合物
パレット(木製)	産廃	木くず	
パレット (プラスチック製)	産廃	廃プラ	
ハンガー	産廃	廃プラ 金属くず	
ビデオテープ	産廃	廃プラ	
ビニールホース	産廃	廃プラ	
フィルム	産廃	廃プラ	
プラスチック製 容器包装	産廃	廃プラ	
古布 (衣類、毛布、布団など)	一廃 資源物		化学繊維は産廃
ペットボトル	産廃 資源物	廃プラ	
ヘルメット	産廃	廃プラ	
弁当の容器	産廃	廃プラ	
ポイントカード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
包装紙 (内側がプラ加工)	一廃		プラの割合の方が 大きければ産廃
包装紙(紙のみ)	資源物		
ボールペン	産廃	廃プラ	
ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラ	
保冷剤	産廃	廃プラ	
ま			
名称	分類	産廃品目	備考
マウスパッド	産廃	廃プラ	
巻尺	産廃	廃プラ	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃		
メディアケース (CD,DVDなど)	産廃	廃プラ	
モップ	産廃	廃プラ	柄の材質によつて は混合物
や・ら・わ			
名称	分類	産廃品目	備考
ライター	産廃	廃プラ 金属くず	中のガスは使い切 ること
ラップ類	産廃	廃プラ	
レインコート	産廃	廃プラ	
レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
レジ袋	産廃	廃プラ	
れんが	産廃	陶磁器くず	
ロッカー	産廃	金属くず	
割り箸	一廃		
冷蔵(凍)庫	産廃 資源物	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサ イクル法対象

事業系ごみのQ&A

Q1：自己処理というが、どこに搬出すればいいか？

A1：一般廃棄物・産業廃棄物の区分に従い、収集運搬許可業者への搬入または、処理施設への自己搬入をお願いします。

Q2：廃棄物処理業者のうち、どの業者がいいか。

A2：市では個別の業者の紹介を行いません。登録業者の中から数社に見積もりの依頼をし、総合的に判断されることをお勧めします。

Q3：なぜ市が回収するゴミの集積場に出せないのか？

A3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と定められています。

Q4：個人商店のため、家庭ゴミと事業ゴミの区別が難しい。

A4：仕事をするうえで発生するゴミはすべて事業ゴミです。

Q5：弁当容器（容器包装プラ）やペットボトルは収集日があるではないか。

A5：事業所から排出されるプラスチックはすべて「産業廃棄物」となりますので、産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。（ペットボトルとスチロール、ビニール袋、PPバンドなどのほか家庭ごみに分類される「容器包装プラスチック」も事業上で排出されるものはすべて「産業廃棄物」です。）

Q6：紙類の分別について書いてあるが、紙は燃えるではないか？

A6：循環型社会の構築を進めています。リサイクルできる資源物は古紙業者などに回収を依頼してください。ただし、リサイクルに向かない紙類もありますので、ご注意ください。

焼津市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

令和6年1月1日現在

業者名	住 所	電話番号	業者名	住 所	電話番号
(有)三峯商店	焼津市柳新屋429-5	054-627-0334	(有)山崎商店	静岡市葵区南瀬名町6-3	054-265-2726
(株)ヤマカ片野商店	焼津市惣右衛門119-1	054-623-3073	(有)塚本興業	藤枝市谷稲葉435-1	0120-530-835
桜井資源(株)	焼津市小川3899-10	054-624-0312	(株)エーシー・クルー	焼津市柳新屋126-1	054-639-6890
(有)石山資源	焼津市石脇上599	054-628-6812	(株)中部美興	藤枝市飯宿1584-7	054-620-8320
(株)杉山	焼津市道原710-1	054-625-2213	中部砕石(株)	焼津市小川3105	054-639-5966
よろずや	焼津市八幡2-10-5	0120-08-4628	(株)エコライフアシスト	藤枝市高柳2255	054-637-0053
(株)荒井産業	静岡市清水区鳥坂1345	054-376-4025	(株)故紙セントार्टヨタ	藤枝市横内2258	054-645-9566
(有)ナオキ産業	焼津市高新田1130-1	054-662-2000	(株)石川金市商店	焼津市中新田1461-1	054-656-1560
(有)塚本商店	島田市島118-1	0120-465-114	すずき資源(株)	焼津市八幡610-1	054-628-4639
安藤紙業(株)	藤枝市八幡687-1	054-643-6670	(株)港資源奥川商店	焼津市本町5-4-4	054-628-3831
小林義一商店	焼津市保福島584-2	054-627-0620	(株)キャラバン	藤枝市天王町3-9-42	054-645-2045
(株)静岡環境保全センター	藤枝市高洲60-15	054-636-1511	(株)吉永	焼津市浜当目1042-23	054-620-9988
(有)エコログループ	島田市伊太2153-1	0547-35-3694	環境のミカタ(株)	焼津市利右衛門1241-1	054-631-5505

産業廃棄物に関する問合せ先

静岡県中部健康福祉センター環境課
公益社団法人静岡県産業廃棄物協会

藤枝市瀬戸新屋362-1（庁舎3階）
静岡市葵区追手町9-6（県庁西館9階）

電話054-644-9288
電話054-255-8285